

# 所沢市立小手指小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

# 小手指小学校いじめ防止基本方針

所沢市のいじめの防止等に関する基本的な考え方	1
いじめの定義について	1
いじめの理解について	1
1 いじめの防止	2
2 いじめの早期発見	2
3 いじめへの対処	3
4 地域や家庭との連携	5
5 関係機関との連携	6
6 重大事態への対処	7

# 小手指小学校いじめ防止基本方針

## 小手指小学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、平成29年度から連続して発生している市内中学生の命に関わる事案を教訓に、いじめ撲滅に向けた取り組みの実施が急務です。

そこで、本校では、所沢市教育委員会と連携を図り、以下の姿勢・考え方のもと、すべての児童生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めます。

## いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

## いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが重要と考えます。

上記を踏まえ、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していきます。

# 1 いじめの防止

## 【小手指小学校の取組】

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「児童会や生徒会が中心となったいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

### (1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、児童生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等について授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努めます。

### (2) 「子供の人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子供の人権」について、啓発します。

- ① いじめは重大な人権侵害  
いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。
- ② いじめは刑事罰の対象に  
いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させます。
- ③ 東日本大震災により被災した児童生徒に対して  
東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被害児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対してのいじめについて理解させます。
- ④ 配慮が必要な児童生徒について  
特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

### (3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～

の活用の推進を図ります。

#### (4) 情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童生徒、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

インターネットの使用に関するルールや情報モラル教育の充実に努め、児童生徒や保護者を対象に講演会等を行います。

## 2 いじめの早期発見

### 【小手指小学校の取組】

#### (1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回「困ったことはないかな」（いじめ）アンケート）、個人面談、家庭学習ノートなど、あらゆる機会を活用するなど、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書かない児童生徒がいることなどのアンケートの限界を十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を児童生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子どもたちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めています。

#### (2) 教職員の指導力の向上（教職員研修の実施）

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会活動の担当教員、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童と信頼関係を築き、児童生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する教職員研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、「いじめている子供への指導」「いじめられている子供への支援」「周りではやし立てる子供への対応」「見て見ぬふりをする子供への対応」「学校全体の対応」等について共通理解を図るとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図ります。

教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合、些細な兆候が見られるなどの懸念がある場合は、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て報告、相談をすることを徹底するとともに、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ問題対策組織」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることを研修を通じて理解します。

### 3 いじめへの対処

(例) 好意から行った行為が意図せず相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有します。

#### いじめ相談窓口の周知

所沢市立教育センターの教育相談室や健やか輝き支援室、いじめホットラインをはじめとする市の相談窓口や、県のいじめ相談機関について、学校を通して毎年度すべての児童・生徒に配布するとともに、校内掲示を徹底します。なお、学校及び教師への不信感等から学校関係機関への相談を躊躇する場合は、その他、様々な相談機関を児童生徒、保護者に周知するとともにその積極的な活用を促します。

<主な相談先一覧> ※令和元年12月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556 月～金 9時～17時	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 9時～17時	こどもの養育、性格行動・しつけ、 非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたが らない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS
子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問 題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい 時など
所沢市あったかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～17時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育 委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金8時30分～17時	いじめなど

## 【小手指小学校の取組】

### (1) いじめ問題に対応する体制の整備

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

「学校いじめ防止基本方針」を定める際には、国の基本方針、埼玉県基本方針、所沢市基本方針を参考にし、「いじめの防止のための取組」「早期発見」「いじめ事案への対処のあり方」「教育相談体制」「生徒指導体制」「校内研修」等を定めます。

また、いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を構築していきます。

### (2) 教育相談の充実

#### ① 児童生徒が相談しやすい校内体制の工夫

アンケートで悩みを記入した児童に対し個別に相談する機会を設定したり、心のふれあい相談員や養護教諭などの職員の活用等や、児童生徒が相談する時間帯や場所などの工夫したりするなど、児童生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。

#### ② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。

### (3) いじめる側の幼児・児童・生徒への実効性のある指導

#### ① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童生徒に対する指導については、全職員、毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

#### ② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

「小手指小学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各学年、年度初めに、児童生徒、保護者、関係機関等に周知します。

#### ③ 加害児童生徒に対する成長支援

いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう周知します。

### (4) 児童・生徒の主体的な活動の促し

小手指小学校児童会において、児童が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。

また、児童生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

## (5) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われているものを含む)が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。

※ いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

※ 卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにします。(小から中への引継ぎ等。)

※ また、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校では「いじめ」という言葉を使わずに指導するといった柔軟な対応を取ることもあります。これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報提供をします。

## 4 地域や家庭との連携

### 【小手指小学校の取組】

#### (1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。

また、地域の見守り隊の方々や各種ボランティアの方々との連携した児童生徒の見守りを実施します。



## (2) 校種間の連携

### 卒業時等における的確な情報伝達

小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。特に、小手指中学校学区の3校で連携を図り、「中1ギャップ」解消に向けた取り組みを推進していきます。

## (3) 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進

幼稚園、保育園等とも連携し、「子育ての目安『3つのめばえ』」を活用した、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を進めます。

# 5 関係機関との連携

## 【小手指小学校の取組】

### (1) 子供関連機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、必要に応じて、関係諸機関（児童相談所、所沢警察署、所沢市こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター等）との連携を進め、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

また、教育相談室や適応指導教室などの所沢市立教育センターの担当者や、学童クラブ、児童館、放課後学童クラブ等とも定期的に情報共有を継続し、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

# 6 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前条の規定による調査を行ったときには、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### (1) いじめの報告

学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」等の判断をしないように慎重に対応をしていきます。

また学校の全職員が「重大事態」の意味を理解し、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

## **(2) 調査の実施**

法28条第3項に基づき、教育委員会と連携し、校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

また、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応をします。

## **(3) 調査結果の提供及び報告**

### **① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供**

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

### **② 調査結果の報告**

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。